

(別紙)

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針案」及び  
「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案等」に対する  
意見の概要及び対応方針について  
平成24年12月25日(火)～平成25年1月24日(木)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針案について

1. 基本的な考え方について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
1	広く国民に理解及び協力を求めるためには、循環型社会を構築する上での喫緊の課題は「使用済小型電子機器等の再資源化」のみであるかのような表現では説得力を欠くとともに、説明不足ではないか。再資源化の対象としている有用金属の国内におけるマテリアルフローなどのマクロ分析から説明したうえで、使用済小型電子機器の再資源化の重要性及び必要性について言及するべきである。	「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申)」(平成24年1月中央環境審議会)においては、金属を含む主な使用済製品からの有用金属のリサイクルの現状等を整理した上で、使用済小型家電についてリサイクル制度が必要と結論づけています。基本方針においては、当該分析も踏まえ、法律上の定めに従い、使用済小型家電に焦点を当てて記載しています。	1
2	循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)が充分に行われたうえでリサイクル(再資源化)されるべきであることを説明する必要があるのではないか。	循環型社会形成推進基本法等の趣旨も踏まえ、「五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項」において、循環型社会形成推進基本法にも言及したうえで再使用についても記載しています。	1
3	レアメタル、レアアースの回収も重要であることから、これらの言及についても必要なのではないか。	金や銅などの金属というのは、国民に分かりやすい金属の一例として挙げたものです。	1
4	有害物質の適正処理については、本法に基づく施策の実施如何にかかわらず、廃棄物処理法等他の法令等に基づき行われるべきではないか。	有害物質の適正処理については、廃棄物処理法等他の法令に基づき行われますが、本法に基づく再資源化も適正処理を進めるうえで大きな効果を持っているため、その旨記述したものです。	1
5	目標については、法の目的に鑑み、再資源化された有用金属の量とすることを明記することが適切ではないか。	使用済小型家電の種類によって、含まれる有用金属の量が異なるため、現時点において再資源化された有用金属の目標量を立てることは困難であり、回収され再資源化した量を目標としています。	1
6	取組主体の記載順序については循環型社会形成推進基本法の条文の順である国、地方公共団体、事業者、国民とすべきではないか。	取組主体の記載順序については、使用済小型家電の排出から再資源化までの流れに沿って記載し、総合的な立場としての国の役割を最後に記載しています。	1

2. 関係者の役割について

(1) 消費者及び事業者の取組

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
7	「収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施できる者」について具体的にはどのような者をいうのか判断基準等を明確化するべき。	具体的には、再資源化事業計画の認定基準に照らして判断されることになり、「市町村 - 認定事業者の契約に係るガイドライン」の中で示していくこととしています。	3
8	法律の条文上では、引き渡し先は認定事業者に限られていないにもかかわらず、この記載では、引渡し先の対象を認定事業者に限っているかのように誤認される。 法第六条(消費者の責務)には、「市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者」に引き渡すと記載されており、「認定事業者から委託を受けた」の記載はないため、それに準じる形で記載頂きたい。 法第五条(地方公共団体の責務)には、「認定を受けた者」「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」に引き渡す旨が記載されており、引き渡す先が併記されているので、それに準じる形で記載頂きたい。	消費者の引渡し先の具体例として、認定事業者から委託を受けた小売業者を例示しています。これに限定されるものではありませんが、消費者は適正な者に引き渡すことが求められており、地方公共団体の引渡し先についても、認定事業者に限定されるものではありませんが、国内外での環境汚染を防止するため、適正な者に引き渡すことが求められていることから、このような例示としています。	1
9	排出および回収拠点を特定しておかねば家電以外の違法収集の温床を作ってしまう恐れがあるため、消費者の排出は特定の拠点とし、収集車が各家庭等と直接引き取りをしないようにすべき。	我が国全体の回収量を増やすためには多様な回収ルートを確保することが重要である一方、ご指摘のようなことが起きないように国と地方公共団体が連携しながら適切な指導監督を行っていくこととしています。 なお、認定事業者等は認定された再資源化事業計画に基づいて消費者から小型家電を回収することは可能ですが、収集に係る情報管理、特定商取引法に基づく規制、小型家電以外のものは引取りできないことなどについて留意する必要があります。	1

10	使用済小型電子機器等には、廃プラ、金属くず等が含まれており、事業活動によって生じたものについては産業廃棄物に該当するが、本法の対象と考えて良いのか。	本法の対象は、消費者が通常生活の用に供する小型家電ですが、パーソナルコンピュータ等のように、家庭から排出されるものだけでなく、事業活動から排出される産業廃棄物に該当するものについても本法の対象となります。	1
11	事業者が小型電子機器を排出する場合、回収ボックス等の回収方法によっては産業廃棄物管理票の交付等、廃棄物処理法の遵守について苦慮する場合が想定される。 今後、それぞれの特性に応じた回収ルートを構築することとなるが、認定事業者は、産業廃棄物である小型電子機器等を適法且つ、簡便に処理委託されるルートの構築に配慮すべきであり、環境省は再資源化事業計画の認定にあたり、上記の観点をふまえ指導・審査されることを望む。 また、産業廃棄物である小型電子機器の受託手続きについては、認定事業者が排出事業者に対して十分な周知活動を行うことを望む。	使用済小型電子機器等が産業廃棄物に該当する場合、排出者は産業廃棄物管理票を交付する必要がありますので、回収ボックスでの回収を行うことはできません。産業廃棄物である使用済小型電子機器等の排出にあたっては、産業廃棄物管理票の交付等の廃棄物処理法遵守が必要である旨、周知してまいります。	1

## (2) 地方公共団体の取組

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
12	回収体制の構築、処理状況の確認、市民への周知など市町村の役割が過重なものとなっている。小売業者や製造業者などの関係者の適切な役割分担が行われるべきである。	本法では、使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることに鑑み、市町村に分別収集の責務が定められておりますが、小売業者や製造業者、国にもそれぞれ責務が定められており、これらの者が協力して効果的に小型家電リサイクルを進めていくこととされています。	2
13	「使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されている～」とあるが、本法において、小型電子機器等を廃棄物と定義している一方、「市町村 - 認定事業者の契約に係るガイドライン(案)」では、引渡し価格を「有償・無償・逆有償」としており、有償で売却できないものを廃棄物としている廃棄物処理法との整合性がとれていないことから、分別収集主体である市町村が混乱するのではないか。	廃棄物該当性については、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思などを総合的に勘案して判断されます。使用済小型電子機器等の廃棄物該当性については、個々の事例において、市町村において総合的に判断していただくこととなります。	1
14	市町村が認定事業者以外の者にも引き渡すことができるのは法の趣旨から考えて問題ではないか。明確に禁止するような方針とするべきである。	法律第五条においては、「認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない」と規定しております。	3
15	本法は促進型の法律であり、市町村はそれぞれの事情により対応することとなる。基本方針の記載を根拠に、認定事業者以外の者に引き渡した場合の処理の状況について住民への情報提供を行っていない市町村名を公表するようなことのないよう対応願いたい。	認定事業者以外の者に引き渡す場合の住民への情報提供を行っていない市町村名の公表については、現時点では予定しておりませんが、住民の協力を得て回収した小型家電の処理状況については一般的に住民に情報提供を行っていくことが望ましいと考えております。	1
16	認定事業者以外の者に引き渡す場合、最終的には、市町村が自らの責任で確認し、判断を行うことになると思われるが、その際に市町村が指針とし得る、具体的で明確な根拠を「施行令案」・「ガイドライン」等で示す必要があるのではないか。	再資源化事業計画の認定基準を参考にして頂くこととなります。具体的には、別途公表する「市町村 - 認定事業者の契約に係るガイドライン」に記載することを予定しています。	1
17	廃棄物処理法の規制適用ならば、県・市町村に申請内容等が常時、情報共有されるべき。	認定事業者に関する情報については、認定や変更の都度、都道府県や市町村に共有することを予定しています。	2
18	市町村処理計画と整合させ、市町村同士が連携して監督可能な体制にすべき。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」を改訂し、市町村処理計画と整合した市町村の指導監督を促していくことを予定しています。	1
19	廃棄物処理法に基づき、地方公共団体が指導監督を行うこととしているが、収集運搬行為における表示の義務や変更許可を届出していない行為は廃棄物処理法に基づかないことから、認定権限を持たない地方公共団体における指導監督権限の範囲を明確にされたい。	廃棄物処理基準遵守などの廃棄物処理法に基づく指導監督は地方公共団体が、認定計画通りに再資源化を実施しているかなどの本法に基づく指導監督は国が実施することとなりますが、十分連携していきたいと考えております。	1
20	地方公共団体が認定事業者等に統一的な指導を行うために、指導についての指導基準(ガイドライン等)を策定すべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。	1
21	本法を踏まえた適切な処理計画を策定するよう市町村を指導すべき。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」を改訂し、市町村処理計画と整合した市町村の指導監督を促していくことを予定しています。	1

### (3) 小売業者の取組

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
22	小売業者が認定事業者から委託されて、一般廃棄物である使用済小型電子機器等を回収できるようにすることは、市町村の監視対象を複雑化させ、監督権の行使が困難となる。廃棄物処理法上の保管等の規制において問題が発生することが十分考えられるのではないかと。	認定事業者は、小売業者に収集運搬を委託することが可能ですが、その場合には、再資源化事業計画に委託先として小売業者が記載されることとなります。再資源化事業計画は、国から地方公共団体に情報提供することとしており、国と市町村が連携して監督を行っていく予定です。	1
23	現在、コンテナなどを設置し、無人回収をおこなっている事例が多くあるが、そこには、廃棄物の不法投棄もあるのが現状であることから、小型電子機器についても廃棄物であることを考慮し、行政の管理体制を整える仕組みが必要ではないかと。	使用済小型家電も含めた廃棄物については、廃棄物処理法において適正に処理されなければならないことになっており、その指導監督は都道府県または市町村が行うことになっていきます。また、本法においては、認定事業者に対して、国は報告徴収・立入検査や認定取消しを行うことができるほか、地方自治体は認定事業者及びその委託先に対して、改善命令等の指導監督を行うことができます。	1
24	対象品目が多岐にわたるため、小売店等での回収品目については自らの店舗で取り扱っているものに限定し、市町村及び認定事業者による独自の判断で販売を行っていない品目まで回収をさせることがないようにすべき。	小売店における回収や回収ボックスの設置は義務ではありません。市町村から依頼を受けて小売店等で回収をする場合、政令で定められた品目の範囲内で、回収するものを決めることは可能です。認定事業者またはその委託先が小売店等で回収をする場合も同様です。ただし、政令で定められた品目以外のものを回収した場合は、廃棄物処理法に抵触することになりますので注意が必要です。	3
25	小売店のみが市町村の回収に協力するのでは回収率の向上にならないと考える。市町村の協力先(依頼もしくは委託等)として、官公庁はもとより学校・駅・郵便局・銀行・ボランティア団体・障害者施設なども掲げるべきではないかと。	本制度は関係者が協力して回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせて実施する促進型の制度となっております。法律に基づく責務としての例示はしていませんが、市町村とご意見にあるような各施設・団体等が協力して回収体制を構築することも期待されます。	1

### (4) 製造業者の取組

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
26	リサイクルのための「易解体設計」を追求すると却って玩具の安全性を損なうおそれがある。(例えば玩具安全基準では、誤飲リスクを考えて、玩具の電池の収納ボックスの蓋は工具等を用いなければ容易に取り外せない構造とするよう求めている。) ついては、「易解体に関するガイドライン」を作成し、安全を損なうような事態が生じることがないように手当すべき。 玩具安全の見地から食品衛生法で特定の重金属やフタル酸エステル類の使用が制限されており、(これらの物質を含有する可能性のある)再生品を玩具に利用することには制約が大きい。ついては、「再生資源の利用」について、これらの規制を考慮し、規制とのコンフリクトが生じないように手当すべき。	製品の安全性を損ねてまで解体しやすい設計を追求することは求めてはおりません。また、再生資源の利用についても、当然他の法律の規制に従うことが必要です。これらも踏まえ、製造業者には製品の品質や安全性等を確保しつつ、「できる限り」「環境配慮設計」に「努める必要がある」と記載しております。	1

### (5) 認定事業者の取組

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
27	本制度における小型家電の市町村の収集にあたっては経費負担があることから、認定事業者が十分な利益を得た場合には市町村へ利益の一部を還元することについて、その基準を明確にすべき。	制度施行初年度からしばらくは、市町村による制度への参加からはじまり、回収体制も確立途上の段階であるものと思われます。認定事業者の初期投資等も事業者ごとに異なることも考慮すると、現時点で市町村への利益還元を設けることは困難であると考えております。	3

(6) 国の取組

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
28	国による市町村の取組に対する財政支援について、支援の具体的例示を明記すべき。 また、法で定めているスキーム(小型電子機器等を廃棄物として市町村が回収し、認定事業者へ引き渡す。)以外でも、法の目的達成に資する市町村の取組に対しては財政支援すべき。	市町村が本制度に参加するに際しての初期投資については、24年度補正予算案及び25年度予算案において計上されている実証事業を通じて実質的な支援を行っていくこととしています。しかしながら、具体的な支援の内容については、地域性等によっても異なるため、基本方針には記載しておりません。	2
29	都市部だけでなく、離島や山間部の自治体も参加できるように、国の財政支援と併せて制度を構築されたい。		1
30	市町村が再資源化事業者を選定するためのガイドラインを作成してほしい。またガイドラインでは特定の価値のあるものだけを回収する業者に委託することを避けるような内容を文章化してほしい。	市町村による再資源化事業者の選定方法については、「市町村-認定事業者の契約に係るガイドライン」に記載することを予定しています。	1
31	回収の主体は自治体であることから、「また、小売業者に対しても、参加を呼びかける必要がある。」を削除すべき。	ご意見も踏まえ、「また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。」と修正するとともに、回収の主体が市町村であること、市町村の制度への参加促進が重要であること、小売業者が回収に補完的に協力することで効率的な回収に資することを表現するように修正しました。	1
32	違法な不用品回収業者への具体的な取締内容を明確化すべき。また特定有害廃棄物に関する法の罰則はより厳しくすべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。	1
33	悪質な業者による被害を防ぐため、回収に係るガイドラインに注意喚起の文言を加えるべき。	「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」は、市町村による回収や小売店の協力による回収について記載したものです。同ガイドラインでは、戸別訪問の場合には特定商取引法等の規制を受ける場合がある旨、制度の認定を受けていても小型家電以外の廃棄物を回収することはできない旨などを記載することを予定しています。	1
34	小型家電を回収した後、どのような企業で処理がなされ、どのようなものが資源として回収され、どの程度の収益となったのかを公表すべきではないか。	小型家電の引取りから処分までの一連の行程については、処理を行う者や資源の売却先も含めて、事業者が再資源化事業計画の申請の際に記載することとしています。また、回収された小型家電の数量、再資源化された金属等の種類や量などについては国に対して報告を行い、国はそれを公表することを予定しています。	1

3. 排出後のフローについて

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
35	循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、製品としてそのまま使用することが可能なものは、再使用することが優先されるべきであることを明記すべきではないか。	本制度は使用を終了した小型家電について再資源化を促進するための制度であり、リユースショップで中古品として販売されるような小型家電については、使用を終了していないため、本法の対象とはなりません。しかし、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、収集した使用済小型家電の中でも一定の条件を満たしているものについて、再使用することも可能であるとしております。	1
36	使用済小型電子機器のフローについては、排出後のみではなく、製造段階から、可能であれば有用金属の調達段階から把握すべきではないか。	製造段階で調達する有用金属について、本法は使用済みとなった小型家電等のリサイクルを促進するものであり、本法の枠組みの下で製品製造段階からのフローを把握することは想定しておりません。なお、製造業者には、再資源化により得られた資源の積極的な活用が求められています。	1
37	排出後のフローの定量把握は国だけではなく市町村も行う体制とすべき。むしろ市町村による監督体制構築の方が適当。	数値の把握の過程においては、市町村の協力を得ることが必要不可欠ですが、国全体としてのフローの集計、把握については、国が責任を持って行うこととなります。廃棄物処理法に基づく指導監督については、指導監督権限を有する地方公共団体が行うこととなります。	1

#### 4. 個人情報の保護について

NO.	意見主旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
38	個人情報が懸念されるパソコンや携帯電話等を排出者自らが分解及び物理破壊したものについては、自治体によって本法の対象外として「収集処理できないゴミ」や「燃やせないゴミ」とする場合など取り扱いの差が生じることが想定されることから、国の考え方を示すべき。	排出者が自ら個人情報の消去を行うことは望ましいことであり、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」の中でもそのように記載する予定です。物理破壊した場合でも使用済小型家電として回収対象品目となりますが、物理破壊の方法によっては、鋭利な断片が飛び出ている等、労働安全の確保に支障をきたす場合も想定されるため、注意が必要です。	1
39	市町村が収集運搬をするようになると、携帯電話など事業者による自主的な回収が意味をなさなくなる可能性がある。あえて、排出・回収の責任の優先順位(業界の回収を優先するのか、地方公共団体の回収を優先するのか)まで踏み込まないと、現場と排出者が混乱する恐れがある。	現状、家庭で発生した使用済小型電子機器等の大半は市町村により回収、処理されていることから、今後も、使用済小型電子機器等の回収の主流は市町村となります。なお、パーソナルコンピュータについては資源有効利用促進法に基づく自主回収が、携帯電話端末・PHS端末については携帯電話事業者等による自主回収が行われていることから、国としてはこれら既存の取組も合わせて周知していくことにより、国全体でリサイクルが促進されるようにしてまいります。	1
40	個人情報の保護に関する事項として「ステーション回収に監視員が立ち会う」とあるが自治体に過重な負担を負わせかねないものであり、現実的でもないため削除すべきである。	どのような方法で回収するかに関わらず、何らかの個人情報保護の対策が必要となります。ステーション回収においても個人情報保護対策が必要であり、監視員の立ち会いについては一例として掲げているものです。	1
41	回収や再資源化の段階で個人情報の漏えいの防止の措置を講ずる主体は、誰なのか。市町村や認定事業者なのか明記すべき。	六「1 個人情報の保護に関する事項」の「具体的には～」以下で防止措置の主体について記載しているところです。	1
42	携帯電話の自主回収も資源有効利用促進法に基づく取組みと解釈して良いのか。	携帯電話の自主回収は資源有効利用促進法に基づく取組ではありません。	1

#### 5. 有害物質等の発生の抑制について

NO.	意見主旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
43	罰則規定のない状況では廃棄物処理法等の遵守がなされない可能性があるため、認定事業者は産業廃棄物の中間処理業者等の許可業者のみにすべき。	法第13条の規定により、認定事業者は廃棄物処理業者とみなされるため、廃棄物処理法の処理基準に従う必要があり、違反した場合は廃棄物処理法に基づく罰則を受けるほか、小型家電に係る認定も取り消されることとなります。	1

### 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案等について

#### 1. 制度の対象品目について

NO.	意見主旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
44	現在、市町村が回収している廃家電製品のうち、大型のものについては、分別されたあと、有償で売却され、資源としてリサイクルされていることも多く、仮に、これらを無償若しくは逆有償で回収すると、市町村の財政負担が増加することになる。 一方、貴金属やレアメタルについては、市町村での回収が実施されていないのが現状であるため、本制度においては、貴金属及びレアメタルの回収を主目的として、それらの含有率が高い(例えば、デジタルカメラ等の)小型の電子機器のみを対象品目として、効率的な回収システムを構築できるよう再検討すべき。	どの品目を回収するかは市町村ごとに地域の実情に応じて決定することができます。また、分別後に引き渡す際の価格については市町村と事業者の間の契約で決定されます。なお、有償で売却する場合であっても、使用済小型電子機器等については、適正にリサイクルを実施できる者に引き渡す責務があります。	1
45	対象品目については、第1次答申の96品目から大幅に拡大されているが、これは自治体における回収の負担が増加することや、これらの品目を「粗大ごみ」として有償回収としている自治体では、有償回収と無償回収の判断が難しく、消費者に混乱を招くことなどを考慮し、慎重に検討すべき。	第1次答申においても、「一般家庭で通常使用されるような電気電子機器のうち、すでに義務的なりサイクル法制度が存在する家電リサイクル法対象品目以外の品目について幅広く対象とすべきである。」とされており、方針は変わっておりません。自治体における回収費用については、地域の状況に応じて設定されるべきものであり、本法の施行に伴い無償回収が求められるものではありません。	1

46	第1次答申では、「制度の対象品目のうち、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき高品位のものを特定し、特定対象品目として提示する」旨の記載があるが、ガイドラインではなく政省令において「特定対象品目」を規定し、特にリサイクルすべきものその他のものを明確に位置付けるべきであると考えます。	法律上、小型電子機器等について政令で定めることとなっております。	1
47	消費者が自らの撤去が困難な製品(アンカーボルトによる固定物・配管接続を伴う製品・電気配線を伴う製品)等の場合、撤去するためには専門業者(有資格者)に依頼する必要があり、撤去費用が高額になるなど、消費者の負担が重くなることから、該当性を明確にするためにも「取り外しに専門業者や有資格者が必要なものは含まれない」旨の記載を追加すべき。	太陽光パネル等、取り外しに専門業者や有資格者が必要なものは、効率的な収集運搬を阻害するため、制度の対象品目としておりません。	1
48	携帯電話に登録しているアドレス帳やメールなどは、キャリアが変わると移植できないことがあり、携帯電話の回収に対し利用者が抵抗を示す一因となっている。まずキャリア移動してもデータの相互互換が保証されることを規定すべき。	携帯電話の番号ポータビリティにおけるデータ移行に関しては、一部データ移行に制約を受ける場合がありますが、携帯電話会社において、携帯電話の番号ポータビリティを推進するため、自主的取組としてデータ移行の支援等が行われていると承知しております。	1
49	パーソナルコンピュータについてはハードディスクをいくらフォーマットしてもデータ復元は可能なため、現状は有料であるハードディスクの破壊を無料化するなど業界全体を巻き込んだ改善策実施を希望する。これはタブレット端末や携帯電話についても同様であり、回収時のデータ破壊無料化を義務付ける法改正を行うべき。	パーソナルコンピュータに保存、蓄積されたデータの消去に関しては、フォーマット(初期化)にとどまらず、一般社団法人パソコン3R推進協会において、参加メーカーが推奨するデータ消去プログラムを取りまとめ、利用者によるデータ消去を支援する取り組みが行われていると承知しています。また、本法では、パーソナルコンピュータ、携帯電話等の個人情報が記録されている使用済小型電子機器等を扱う認定事業者に対し、当該個人情報の漏えいの防止のための措置(盗難防止のための管理、個人情報が含まれる部品の物理破壊等)を講じることを求めています。	1
50	パーソナルコンピュータや携帯電話については、資源有効利用促進法に基づく自主回収や携帯電話事業者等による自主的な回収が行われていることから、これら既存の回収ルートとの関係はどうなるのか。個人情報の適切な処理という観点からも従来通り事業者による回収が望ましく、対象品目から削除すべき。	パーソナルコンピュータや携帯電話については、資源有効利用促進法に基づく自主回収や携帯電話事業者等による自主的な回収がすでに行われているところですが、国としてはこれら既存の取組も合わせて周知していくことにより、国全体でリサイクルが促進されるようにしてまいります。	4
51	資源有効利用促進法(PCリサイクル法)において家庭向けパソコンおよびその表示機器の回収については、前払い方式でリサイクル料金が徴収されていることになっている。今回、この法律において回収品目になった場合、リサイクル料金の取り扱いについて整理すべき。	資源有効利用促進法に基づいて、事業者が自主的にパーソナルコンピュータを回収・リサイクルするシステムに係る費用については各事業者に任されており、前払い方式となっているわけではないと承知しています。	2
52	パーソナルコンピュータを構成する部品単体(マザーボード、メモリー、電源装置、拡張ボード、ケースなど、別項目の内蔵型磁気ディスク、光学ディスクドライブは除く)も対象品目とすべき。	当該品目については、使用済小型電子機器等の一部であり、不燃物とするのではなく、リサイクルの対象として回収することが期待されます。	2
53	資源有効利用促進法と同様に「パーソナルコンピュータの表示装置であってブラウン管式又は液晶式のもの」についても対象品目とすべき。	ご指摘の品目については、「ディスプレイその他の表示装置」として対象品目となっております。	1
54	カーナビゲーションが対象品目とされているが、実際問題として自動車ユーザーは、これらを小型家電とは認識していないと思われ、小型家電として回収することは無理ではないか。 むしろカーナビに限らず、使用済自動車からカーコンピュータ等の基板類を回収する制度を考えていくべき。	「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第1次答申)」ではカー用品のフロー推計を示しており、使用済みとなるカー用品の約6割は自動車とともに排出されているもの、自動車から取り外した状態で市町村等に排出される場合もある実態が分かっています。そのため、本法の対象品目として、カーナビゲーションについても「携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具」の一つとして政令で指定しております。	1
55	家電リサイクル法対象のテレビジョン受信機は除くとなっているが、2つの制度が混在すると消費者が混乱し、回収の妨げになると思われる。関連法規を整理の上、本法に統合した方が消費者に分かりやすく効率的な回収が進むと考える。	家電リサイクル法は、対象製品全ての確実なリサイクルが求められる大型のいわゆる4品目について、製造業者等にリサイクルの義務を負わせています。一方、小型家電リサイクル法は第1次答申における「誰かに義務をかけるのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度を目指すべき」という考えの下、小型家電のリサイクルをできるだけ進めるため、家電4品目以外の家電を広く対象としています。	1
56	「十七 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具」が含まれることは賛成であるが、定義の解釈により対象範囲が不明瞭となっている。健康管理や症状診断に使用する血圧計などの測定器は「一般の消費者が通常の生活の用に供する」とは言い難いことから対象外と考えてもよいか。	医療機関等でのみ使用され、一般家庭で使用されない医療用電気機械器具は本法の対象外となります。	1

57	「二十七 蛍光灯器具その他の電気照明器具」には、電球や蛍光灯を含めるべき。	対象品目は、法第2条において、「効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの」を指定することとしており、電球や蛍光灯は収集及び運搬での破損や、破損ガラスによる作業員への労働影響もあり、効率性を著しく阻害することから、対象品目とはしていません。	1
58	「政令指定品目」や「特定対象品目」(回収ガイドライン案)の法的位置付け等について、下記の内容のとおりと理解して良いか。 本法は、「義務型」(規制型)のものではなく「促進型」の制度となっている。すなわち、(埋立処分場が逼迫しているといった事情を抱える自治体を除き)、自治体が、自らのイニシアティブで、「特定対象品目」を参考に、リサイクルを実施するという「促進型」の制度である。 政令指定品目は廃棄物処理法の特例(適用除外)とされるもので、仮に自治体が回収を意図しない製品が収集されてきた場合にも、小型家電リサイクル制度を円滑に実施するため、政令指定品目を広めに指定している。 なお、「義務型」(規制型)の制度ではないため、政令指定品目を広めに指定しても事業者への負担は生じない。 消費者からメーカー等に小型家電リサイクルに関して照会があった際は、直接、居住する自治体に対して問い合わせを欲しい旨を回答して良い。 多くの自治体は、赤字を出してまで小型家電リサイクルを実施する意思はなく、実施する場合には、回収ガイドラインの「特定対象品目」に基づいて実施する。 「ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具」に関し、「据置型ゲーム機」「携帯型ゲーム機」のメーカーに接触し意見を聴取して頂きたい。	について、政令指定品目を広めに指定しているのは、自治体により多くの小型電子機器等を回収していただきたいと考えているものです。また について、市町村では回収に伴う追加費用が掛かることが想定されるため、地域の実情に応じた回収体制の構築及び回収により削減される処理費用をも考慮したうえで、分別収集等に係る本法の責務を踏まえ、市町村には積極的に、本法に参加していただきたいと考えています。また、国としてできるだけ多くの品目を回収してもらいたいと考えていますが、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」の特定対象品目は、標準的なケースにおいて無償で認定事業者への引渡しが可能となるものとして優先的に回収してもらいたい品目として示しています。ゲーム機メーカーの意見は一部ヒアリングを実施済みですが、必要に応じて今後も意見交換をしていきたいと考えています。	1
59	「電池」及び「延長コードその他の配線器具」を加えるべき。	電池は、製品取扱説明書に排出前に取り外すように記載されているほか、二次電池であれば処理過程で爆発等の危険性があるため、対象外としています。コード類は、小型家電の附属品として位置づけしており、対象としています。	1
60	浴槽用温水電気循環器については、再資源化に係る経済性の面での制約が著しいことから対象品目から除外すべき。	浴槽用温水電気循環器は浴槽と接続され、工事を伴わないと排出できず、当該製品のみで簡便に排出できるものでないため、対象外にしています。	1
61	法律第2条の該当製品として30品目の記載があるが、この30品目に当てはまらない品目が出る可能性がある。30品目と同様な処理方法によって再資源化・再生できる製品について即時に対応できるよう、31として「30品目と同様の処分・再生方法で処分・再生利用できる電子機器・電気機械機器」の項目を追加すべき。	カテゴリーに含まれない品目についても制度の対象とする必要性が生じた場合には、政令を見直すこととします。	1
62	30のカテゴリーに分類されているが、その補足説明として、この30カテゴリー以外でもそれに類する品目で家庭のコンセントを使用するすべての小型家電は対象であるというような文言をどこかに入れるべき。		1

## 2. 再資源化事業計画の認定

### (1) 申請手続きについて

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
63	認定事業者の申請手続きは随時行われるのか、また申請は各自治体で、事業所単位となるのか。	申請手続きは、平成25年4月1日以降、環境省本省及び経済産業省本省で随時受け付けます。申請は申請者単位となります。	1

### (2) 申請書の記載事項について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
64	申請書の記載事項として手引き案では、「計画処理量」の記載を求めているように見受けられるが、事業計画の妥当性を判断するには必要と考える。	認定後一年間に処理される見込みの使用済小型電子機器等の数量の記載を求めています。	1

65	認定事業者になると、収集運搬が自治体の許可を得ることなく行えるようになるが、小売業者等では店舗や戻り便を活用することも想定される。市民にきちんと説明するためにも市町村の委託ではなく、認定事業者自ら回収する場合には、その回収場所についても記載させるべき。	認定事業者自ら回収拠点を設ける場合には、回収拠点を申請する再資源化事業計画の中で記載していただくことを予定しています。	1
66	申請時は車両に対する積替え保管場所だけだが、実施時には回収場所の所在地も明確に登録させるべき。		1
67	責任の所在が分かりづらくなるため、委託する場合の責任と監督方法は申請者の任意にまかせるべきではない。	認定事業者と委託先事業者の関係は様々な場合が考えられ、一律に規定することは困難ですが、申請していただいた計画については、国において認定基準に基づき審査することを予定しています。	1
68	収集された使用済小型電子機器を海外へ輸出する場合には、輸出者は、有害物質を含む部品や再生資源が含まれる可能性があることから、輸出等については、事前にパーゼル条約及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「パーゼル法」という。)の遵守に則って輸出相手国への正式な通告を行い、パーゼル対象貨物・パーゼル対象外貨物に関わらず、輸出相手国の正式な同意の回答を得た上で輸出することを施行案、またはガイドライン等にて明示する必要がある。	ご指摘の点は、「再資源化事業計画の認定申請の手引き」にて記載することを予定しています。	1
69	運搬車両は小型家電以外の目的外使用を禁止すべき。	効率的な収集運搬を実施するため、運搬車両について小型家電以外の使用を禁止することは予定しておりません。	1
70	「処理基準に適合しない処理行為が行われた場合」とあるが、委託先が処理基準違反をしてしまった場合に認定事業者としての責任の取り方について記載すれば良いのか。	ご指摘の点は、「再資源化事業計画の認定申請の手引き」にて記載することを予定しています。	1

### (3)再資源化事業の基準について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
71	認定の要件については細かく記載されているものの、リサイクルの質に関する評価基準等が示されていない。自治体が引き渡す際に、価格だけでなく、リサイクルの中身も含めて判断できるように評価基準をガイドライン等に盛り込むべき。	認定基準以上の高度なりサイクルを実施している場合について、現時点で国において評価基準を定めることは予定しておりませんが、自治体が引渡し先を決定する際に、そのような要素も考慮して引き渡すことは考えられます。	1
72	対象品目からするとフロン類の回収対象物が少なく、認定事業者がそこまで行うと経費がかさみ、事業者の収益を圧迫してしまうことから、フロン類の回収を再資源化事業計画の認定項目から外すべき。	フロン類が含まれる品目は除湿器などに限られ、量もそれほど多くないと考えられるものの、環境保全上適正な処理が必要ことから、「技術的かつ経済的に可能な範囲」で実施を求めるとしています。	1
73	認定事業者が行うフロンや有害物質の回収については、経済的な理由で回収を免除すべきでないことから、「フロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し」とあるが「かつ経済的に」を削除すべき。	フロン類が含まれる品目が他の品目に混入している場合など、そもそもフロン類が含まれる品目を選別することが非常に困難であり、それを求めた場合にはリサイクル自体が経済的に立ちいかなくなってしまうことも考えられることから、経済的に可能な範囲としています。	1
74	認定事業者が委託する事業者は、予め選定したうえで国へ計画を申請することになるのか。委託先の基準として、実績のある事業者を要件とするべき。	委託する事業者は申請時に計画に記載していただくこととなります。本法の施行を契機に新たに小型家電の再資源化を行う者を排除すべきでないことから、委託先の基準に実績を求めることは予定しておりません。	1
75	産廃マニフェストに準じた管理の方法は、申請者個別ではなく、法規制で共通化し、関係者すべてが日常的に把握可能にするべき。委託の重複は収集運搬に関しては適切でない。	使用済小型家電では産廃に準じた一律のマニフェストを定めることは予定しておりませんが、認定事業者において小型家電の処理状況を管理することは求められます。委託の重複は排除していませんが、どの委託に基づく収集運搬であるかの管理を必須としています。	1

#### (4) 区域の基準について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
76	申請で移動可能範囲が申請者で重複する事はよいとしても、実際の回収においては、個別の市町村ヤード・小売店等ヤードなどで複数の認定者が重複して回収することは適正処理の管理において障害となる可能性がある。また規模の経済による効率的収集の考えに反する。	個別の市町村ヤード・小売店等ヤードなどで複数の認定者が重複して回収することはありえますが、認定事業者ごとに得意分野が異なり、市町村によっては、品目に応じて異なる引渡し先を選定したい場合もあると思われることから、それを排除する形で規制をすることは適当でないと考えられます。	1
77	大企業に認定事業者を任せることが前提となっており、既に地域の市町で回収し処理している業者を切り捨てる法になってしまわないか。 これらの事業者は広域の認定事業者の傘下になることで回避できるのか。効率化ゆえに画一化された処理となり、地域での処理等の仕事はなくなるのではないか。	ご意見を踏まえ、基本方針に、「地域に根付いた回収業者の有効活用を図ること」について追記しました。なお、事業者の規模は認定基準になっておりません。	1
78	認定事業者は単に区域の基準だけではなく、地域での障がい者や高齢者等の雇用維持や創出に関わるような基準を設けるべき。	地域での障がい者や高齢者等の雇用維持や創出は重要であり、認定事業者や市町村が本制度を実施する中で創意工夫がなされることが望ましいと考えておりますが、法律の目的に照らすと、認定基準とまですることは困難であると考えております。	1

#### (5) 施設の基準について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
79	「積替施設を有する場合には、使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。」とあるが、基本方針でも使用済小型電子機器等が廃棄物であると明示してあるので、廃棄物を取り扱うのであるから、明確に廃棄物処理法上の保管基準を満たす旨を記載するべきではないか。	ご指摘の部分は、本法に基づき再資源化事業計画を審査する際の基準を示したのですが、認定事業者やその委託先が廃棄物である使用済小型電子機器等を取り扱う場合には、法第13条に基づき、廃棄物処理法の保管基準が適用されることとなります。	1
80	本制度において、国が事業者における認定の申請に際し、適切な廃棄物処理が行われる基準の一つとして施設の許可を挙げているが、廃棄物施設の許可の必要のない廃棄物処理法施行令第5条の処理能力未満であるような、いわゆる法定未満の処理施設であっても、適切な廃棄物処理が行われることが確認できるよう認定の際には、法定施設と同様の審査を行うこと。	ご指摘のようないわゆる法定未満の処理施設についても、申請時に図面等を提出させ、事業を実施するに足る施設かどうか審査を行うことを予定しています。	1
81	防火管理者の選任、消防計画の作成、消化器の設置など、火災予防についても明記すべきではないか。	火災予防については、認定の基準とはしていませんが、消防法等による規制が設けられており、当然に遵守する必要があります。	1

#### (6) 認定証について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
82	認定期限を設けるべき。	市町村が長期にわたる安定的な引渡し先を確保できるよう、認定期限は定められておりませんが、認定基準を遵守していない場合には認定を取り消すことを含め対応することとしており、認定基準への適合性については報告徴収等を通じて確認することを予定しています。	1

#### (7) 表示について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
83	「運搬車への表示」は産廃のようにサイズ等の決まりは無いのか。「収集又は運搬を行う際に備え付ける書面」には「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載」とあり、産廃でいうマニフェストを想像するが雛形は作成されないのか、必須記載事項は「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載」のみで足りるのか。	ご指摘の点は、「再資源化事業計画の認定申請の手引き」にて記載することを予定しています。	1

84	悪質な回収業者と適正な回収業者を見極めるために本制度による回収業者はマークや認定証等を掲示すべき。	認定事業者等には、その運搬車等に、認定番号や使用済小型家電等の運搬車であること等を、外側から見やすく表示することが求められます。また、市町村や認定事業者による正規の回収に際して使用する小型家電再資源化マークを国において作成しており、市町村や認定事業者は、このマークを使用することができます。	1
85	表示のみでは車両管理体制としては不足。市町村の監督下に無い状態で事業者が越境を繰り返すことで、家電以外のものが不当に取引され、不法投棄や違法処理の温床とならないよう、積載物は家電品に限定する旨の表示、備え付け書類には運搬先だけでなく引き取り拠点リストも備えるべき。	使用済小型家電等以外のものは、本制度による廃棄物処理法の特例の対象外です。また、認定事業者及びその委託先は、法第13条により廃棄物処理業者とみなされ、地方公共団体の指導監督を受けることとなります。	1

### 3. 再資源化事業計画の変更等について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
86	変更の申請や届け出は、国だけでなく市町村が連動して把握できる体系にすべき。	認定事業者に関する情報については、認定や変更の都度、都道府県や市町村に共有することを予定しています。	1

### 4. 引取りに応ずる義務

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
88	「通常の取引の条件と著しく異なる」とあるが、「通常」の定義を具体的に示されたい。	市町村の分別収集物の品位や分別の程度に応じた価格設定を行うことや、離島などの収集運搬についても適正な積算のもと価格設定を行うことは、通常の取引条件に含まれます。	1

### 5. 報告について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
89	国への報告だけでなく、市町村への報告体制が必要。	市町村は、廃棄物処理法第18条に基づき、認定事業者に対して必要な報告徴収を行うことが可能であり、その旨周知していく予定です。	1
90	5.委託の基準及び6.報告に記載のある使用済小型電子機器等の量を示す表記について「数量」となっているが、想定できる単位として個数、重量、容量等が様々ある。多くの小型電子機器等が回収するにあたり、個数を把握するのは大変な労力とコストを伴うことから、統一的に把握するためにも「重量」と明記してほしい。	「数量」とは「重量」及び「台数」の両方を想定しており、報告等の場合においては認定事業者においてどちらかを選択できることとしています。その旨、「再資源化事業計画の認定申請の手引き」にて記載することを予定しています。	2
91	「携帯電話端末、PHS端末及びパーソナルコンピュータ」及び「密閉型蓄電池等及びフロン類」については、あらかじめ排出者である住民が分別して排出することによって、その後の分別の手間が省けるとともに管理が徹底され、目的とする資源の効率的回収が可能となると考えられることから、制度上で特定の品目とし、他の小型電子機器等と区別して排出するような仕組みについて検討すべき。	これらの対象品目について区分して回収するためには、住民のみならず市町村における対応も必要となり、効率的な回収につながるかどうかは地域の状況によっても異なるため、全国一律の仕組みとすることは考えていません。なお、個別の市町村の判断に基づき区分して回収することは可能です。	1
92	国への報告事項に再資源化により発生した残渣の種類毎の処理量・最終処分先等の項目を追加されたい。	使用済小型電子機器等由来の残渣の量を把握することは困難ですが、最終処分先については再資源化事業計画に記載することを予定しています。	1
93	国は、認定事業者からの報告等を通じて使用済小型電子機器等の排出後のフローを把握するにあたり、廃棄物・有価物にかかわらず、有用金属及び樹脂等の処理残渣(焼却の場合には燃え殻を含む。)を含めて定量的に把握すべき。		1

### 6. 廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令案について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
94	産業廃棄物処理施設の許可の対象でない機械選別施設は法第15条の2の5の特例で一般廃棄物処理施設になれないため、これらの施設を持つ事業者は第8条に基づき一般廃棄物処理施設の許可を受けなければならないが、許可を取得するためには、都市計画審議会など各種の事前審査が必要であり、取得に1年ほど期間がかかるケースも存在する。以上のことから廃棄物処理法の施行規則改正案だけでは4月からの認定事業者申請に支障が生じることが考えられることから再度検討すべきではないか。	一般廃棄物処理施設の設置許可に要する手続きについては、本法施行が円滑に行われるよう、施行通知等を通じて、地方公共団体に働きかけていくことを予定しています。	1

その他のご意見

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
95	ペットボトルや家電などのように、第三国へ輸出されたり、不適正なりサイクル料金徴収などが無いよう運用すべき。	違法、不適正な行為が行われることのないよう、運用してまいります。	1
96	家電リサイクルとの兼ね合いはどうなっているのか。	品目には、家電リサイクル法対象品目は含まれておりません。	1
97	外国に輸出をしている理由は海外で商売になるからであり、小型家電を集めるのであれば一般廃棄物収集運搬資格所得者を対象にキロいくらで買取すべきではないか。	小型家電に含まれている資源の量、回収体制、中間処理施設までの距離、処理方法等によってさまざまな再資源化の形が考えられるため、一概に 円/kgと決めることは困難です。	1
98	市町村等における取組の有益性についてはあいまいな表現となっているため、市町村の自主的な取組みが阻害される恐れがある。さらに、費用対効果の確実性が無いため、回収コストの削減や回収率の向上をするための工夫をすることが必要。 障がい者や高齢者等の労働力を活用すれば、低コストにて手解体を行う事でシュレッダー等の機械解体と違い、レアメタル・レアースを効率的に採取でき各金属やレアメタルの回収率を向上できるのではないかと。 現在の障がい者施設(福祉的就労の場)においては「障がい者に提供する作業に枯渇」している事業所も少なくなく、この解体作業を障がい者に提供する作業として作業創出が図られ、またこれによる障がい者に対する賃金向上も見込める。	ご指摘の通り、本制度に基づき使用済小型電子機器等の再資源化を実施していくために、関係者が協力して回収コストの削減や回収率向上のための工夫をしていくことが重要です。このような認識を踏まえ、自治体等において障害者や高齢者等の福祉的労働力を活用することも有効な方法の一つかと思えます。今後、国では、このような事例について他の自治体等に情報提供していくことも考えています。そのためには、認定事業者のノウハウなども活用しながらできるだけ多くの市町村が制度に参加し、障がい者や高齢者の活用も含めた地域の状況に応じた創意工夫がなされる必要があり、基本方針の「5 認定事業者の取組」に、認定事業者による市町村への制度参加への働きかけについて記載することとしました。	1
99	長年適正に処理してきた現行体制を維持するためにも、認定事業者による収集運搬の範囲はストックヤード等に限定し、認定事業者が直接排出者への収集はすべきではない。	我が国全体の回収量を増やすためには多様な回収ルートを確認することが重要である一方、ご指摘のようなことが起きないよう国と地方公共団体が連携しながら適切な指導監督を行っていくこととしています。 なお、認定事業者等は認定された再資源化事業計画に基づいて消費者から小型家電を回収することは可能ですが、収集に係る情報管理、特定商取引法に基づく規制、小型家電以外のものは引取りできないことなどについて留意する必要があります。	1
100	本法律は、主としてレアメタルの資源活用が目的であること。また、埋め立て処分等に関係する部分が少ないと思われる。よって、法律の主管を経済産業省とするべきである。	環境省は、廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに環境の保全の観点からの資源の再利用の促進を図り、循環型社会を構築するという観点から、また経済産業省は、資源の安定的かつ効率的な供給の確保を図る観点から、本法を所管しています。	1
101	認定事業者及び認定事業者から委託されたものは、当該地域において、自治体からの回収の他、消費者から直接小型家電を戸別に収集することは可能か。その場合、回収料金を自由に設定し直接消費者から徴収しても良いか。	再資源化事業計画が認定された場合は、計画に記載された直接回収方法にもとづき、消費者から直接回収することは法的には可能です。ただし、各戸別から集めたものの情報管理が必要になること、金銭の受渡しがある場合には特定商取引法に基づく書面交付や一定条件におけるクーリングオフなどの規制があること、小型家電以外のものは引取りできないことなどの点について注意する必要があります。 また、回収の際に消費者から料金徴収することは可能ですが、消費者トラブルを 방지、本制度の信頼性を確保するため、その額を消費者に明示し、透明性を担保することが求められます。 なお、本法では市町村回収が主体とされており、消費者からの直接回収のみを対象とした再資源化事業計画は認められません。	1
102	家電リサイクル法では、受け付け開始時に手を上げた人たちが認定されると、それ以降の認定は下りなくなると聞いているが、本法については公平なルールのもと自由競争させるべきである。 参入障壁を設けると、努力がなくなり、上流だけ儲け、全体が潤わなくなることを懸念する。自由競争によってコストが下がり、お金が下流に流れ、全体が活性化すると考える。 将来にわたり継続させていくためには随時新しい流れを(認定業者)入れて活性化させることが必要である。 本法は促進型であり、審査をきちっと行う必要はあるが常に門戸を開いた形で法運営すべき。	平成25年4月1日以降、随時申請を受け付けます。なお、認定基準等を満たせば、国は随時再資源化事業計画を認定してまいります。	1